

意見募集要領

1 意見募集対象

- ①日本国憲法の改正手続に関する法律施行令案
- ②日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則案
- ③日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案

2 資料入手方法

意見募集対象となる政省令案については、電子政府の総合窓口 [e - G o v] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、意見書は、日本語で記入してください。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：senkyoka@soumu.go.jp

総務省自治行政局選挙部選挙課調査係 あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受け取り可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省自治行政局選挙部選挙課調査係 あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出していただくようお願いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。
なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

(3) F A X を利用する場合

F A X 番号：03-5253-5569

総務省自治行政局選挙部選挙課調査係 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成22年4月25日（日）午後5時（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口 [e - G o v] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省自治行政局選挙部選挙課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省自治行政局選挙部選挙課調査係 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：〒

(ふりがな)

氏名(注1)：〒

電話番号：〒

電子メールアドレス：〒

- ① 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令案
- ② 日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則案
- ③ 日本国憲法の改正手続に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案
に関し、以下のとおり意見を提出します。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。